

芦屋市条例第 33 号

芦屋市いじめ問題対策連絡協議会等条例

目次

第 1 章 総則（第 1 条）

第 2 章 芦屋市いじめ問題対策連絡協議会（第 2 条—第 8 条）

第 3 章 芦屋市いじめ問題対策審議会（第 9 条—第 14 条）

第 4 章 芦屋市いじめ問題調査委員会（第 15 条—第 19 条）

第 5 章 雑則（第 20 条）

附則

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この条例は、いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号。以下「法」という。）の規定に基づき、芦屋市いじめ問題対策連絡協議会、芦屋市いじめ問題対策審議会及び芦屋市いじめ問題調査委員会の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

第 2 章 芦屋市いじめ問題対策連絡協議会

（設置）

第 2 条 法第 14 条第 1 項の規定に基づき、芦屋市いじめ問題対策連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）を置く。

（所掌事務）

第 3 条 連絡協議会は、いじめの防止等（法第 1 条に規定するいじめの防止等をいう。以下同じ。）に係る機関及び団体の連携の推進に関し必要な事項を協議するとともに、当該機関及び団体相互の連絡調整を図るものとする。

（組織）

第 4 条 連絡協議会は、委員 15 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 保護者団体関係者
- (2) 青少年育成団体関係者
- (3) 社会福祉団体関係者
- (4) 学校教育関係者

(5) 行政関係者

(6) 前各号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者
(任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。
(会長及び副会長)

第6条 連絡協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、連絡協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 連絡協議会は、会長が招集し、その議長となる。

2 連絡協議会は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
(庶務)

第8条 連絡協議会の庶務は、子どもの政策に関する事務を所管する課において処理する。

第3章 芦屋市いじめ問題対策審議会

(設置)

第9条 法第14条第3項の規定に基づき、芦屋市いじめ問題対策審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第10条 審議会は、芦屋市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

(1) 法第12条に規定する地方いじめ防止基本方針に基づくいじめの防止等のための対策に関する事項

(2) 法第28条第1項に規定する重大事態に係る事実関係に関する事項

(組織)

第11条 審議会は、委員7人以内で組織する。

2 教育委員会は、審議会に特別の事項を調査審議させるために必要があると認めるときは、特別委員を置くことができる。

3 特別委員は、特別の事項に関する調査審議が終了したときに解任されるものとする。

4 委員及び特別委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 弁護士の資格を有する者
- (2) 医師の資格を有する者
- (3) 学識経験者
- (4) 心理又は福祉に関する専門的な知識及び経験を有する者
- (5) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が適当と認める者
(会議)

第12条 審議会は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員（特別の事項を調査審議する場合にあっては、そのために置かれた特別委員を含む。次項において同じ。）の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見を聴取するほか、資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第13条 審議会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

(準用)

第14条 第5条及び第6条の規定は、審議会について準用する。

第4章 芦屋市いじめ問題調査委員会

(設置)

第15条 法第30条第2項の規定に基づき、芦屋市いじめ問題調査委員会（以下「調査委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第16条 調査委員会は、市長の諮問に応じ、法第28条第1項の規定による重大事態に係る事実関係を明確にするための調査の結果について調査審議する。

(組織)

第17条 調査委員会は、委員7人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 弁護士の資格を有する者

- (2) 医師の資格を有する者
- (3) 学識経験者
- (4) 心理又は福祉に関する専門的な知識及び経験を有する者
- (5) 前各号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

(任期)

第18条 委員の任期は、委嘱の日から当該諮問に係る調査審議及びその報告が終了したときまでとする。

(準用)

第19条 第6条、第8条及び第12条の規定は、調査委員会について準用する。この場合において、第6条及び第12条中「会長」とあるのは「委員長」と、第6条中「副会長」とあるのは「副委員長」と読み替えるものとする。

第5章 雑則

(補則)

第20条 この条例に定めるもののほか、連絡協議会、審議会又は調査委員会の運営に関し必要な事項は、会長又は委員長がそれぞれ連絡協議会、審議会又は調査委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、平成27年1月1日から施行する。
- 2 この条例の施行後、最初に委嘱又は任命された委員の任期は、第5条（第14条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、平成28年3月31日までとする。

(芦屋市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 3 芦屋市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年芦屋市条例第13号）の一部を次のように改正する。

別表芦屋市学校教育審議会の項の次に次のように加える。

芦屋市いじめ問題対策連絡協議会	会長	日額	13,500
	委員	日額	11,200
芦屋市いじめ問題対策審議会	会長	日額	13,500
	委員	日額	11,200
芦屋市いじめ問題調査委員会	委員長	日額	13,500
	委員	日額	11,200